

北里大学海洋生命科学部同窓会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北里大学三水会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、北里大学海洋生命科学部ならびに北里大学同窓会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の交流および親睦に関する事業。
2. 会報の発行に関する事業。
3. 講演会、講習会、その他の集会に関する事業。
4. その他、前条の目的を達成する為に必要な事業。

(事務所)

第4条 本会は、事務所を横浜市瀬谷区瀬谷に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員で組織する。

1. 正会員 北里大学水産学部及び海洋生命科学部卒業生。
2. 準会員 北里大学海洋生命科学部学生。
3. 特別会員 北里大学海洋生命科学部現職員及び理事会が推薦した旧教職員ならびに正会員以外の北里大学大学院修了者。
4. 賛助会員 本会の趣旨に賛成し理事会の承認を得た者。
5. 名誉会員 本会および学部の発展に寄与した者で理事会が推薦し、総会で承認された者。

(名誉会員および顧問)

第6条 本会に、名誉会員および顧問を置くことが出来る。

1. 名誉会員および顧問は理事会の議決を経て総会で推挙する。

第3章 役員および代議員

(役員)

第7条 本会に、役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 15名以上20名以内（会長および副会長を含む）

4. 監事 2名

(役員を選任)

第8条 理事および監事は、代議員の中より互選する。

1. 会長および副会長は、理事の互選とする。
2. 理事および監事は、相互に兼務することはできない。

(役員職務)

第9条 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。

1. 会長は、本会を代表し、その会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行なう。
3. 監事は、会計および事業の監査を行なう。

(代議員)

第10条 本会は、正会員より選任された代議員を置く。

1. 代議員 50名以内

(代議員を選任)

第11条 代議員は、会員からの推薦があったものを理事会の議決を経て総会で決定する。

(役員および代議員の任期)

第12条 役員および代議員の任期は3年とする、但し、再任を妨げない。

1. 補欠または増員による役員および代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了または辞任)

第13条 任期満了又は辞任により、すべての理事および代議員が欠に至った場合は、辞任した理事および代議員はその後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(役員および代議員の解任)

第14条 役員は、次の号に該当するときは、理事会において総理事数の4分の3以上の賛成を以てその役員を解任することができる。

1. 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(職員)

第15条 本会の事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

第4章 会計

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第17条 本会の会計は、会費収入（北里大学同窓会学部還元金、懇親会会費）、寄付金を

もって運営する。

第 18 条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、次の書類を作成し、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表

1. 監事は、前号の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
2. 会長は、上記の書類および監査報告書について、理事会の議決を経て、これを会計年度終了後速やかに総会に提出しなければならない。

第 5 章 会議

(会議)

第 19 条 会議は、定期総会、臨時総会および理事会とする。

1. 総会は、毎年 5 月中に開催し、次の各号を審議決定する。
 - (1) 役員を選任
 - (2) 前年度の事業報告
 - (3) 前年度の収支決算
 - (4) 当年度の事業計画
 - (5) 当年度の予算
 - (6) その他必要事項
2. 臨時総会と理事会は必要に応じて会長が招集する。但し、役員又は、代議員の 3 分の 1 以上からの要求があった場合は、会長は速やかに臨時総会を開催しなければならない。

(総会)

第 20 条 総会の構成および運営は次の通りとする。

1. 総会は役員および代議員を以て構成する。但し、会員は出席して意見を述べることができる。
2. 総会の開催は、役員および代議員の 3 分の 1 以上の出席を必要とする。
3. 総会の議長団は、構成員より選出する。
4. 総会の議決は、構成員の過半数による。但し、可否同数のときは、議長が決定する。なお、規約の変更は、別章に定められた方法によるものとする。
5. 役員および代議員は、書面を以て議決権の行使を他の構成員に委任することができる。
6. 特に緊急を要するときは、役員および代議員の書面評決を以て総会に代えることができる。

(理事会)

第 21 条 理事会は、会長、副会長、理事を以て構成する。

1. 理事会の開催は、その構成の 3 分の 1 以上の出席を必要とする。
2. 理事会に出席できない理事は、他の理事にその権限を委任することができる。
3. 理事会の議決は、出席者の過半数による。

(議事録)

第 22 条 すべての会議には、議事録を作成する。

1. 総会の議事録は、議長団の署名押印の上、これを保存する。
2. 理事会および常任理事会の議事録は、議長および出席者の代表 1 名の署名押印の上、これを保存する。

第 6 章 改正

(改正)

第 23 条 規約の改正は、理事会の過半数賛成を得てこれを発議し、総会の 3 分の 2 以上の賛成を以てなされる。

第 7 章 雑則

(委任)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、この本会の事業の運営に必要な事項は、北里大学同窓会の内規に照らし、理事会の議決を以て行なう。

附則

本規約は、昭和 55 年 5 月 31 日より施行する。

本規約は、平成 10 年 5 月 17 日より施行する。

本規約は、平成 26 年 5 月 17 日より施行する。